

[内閣府ホーム](#) > 内閣府共通意見等登録システム

記入内容の確認

規制改革推進室

1 内容入力

2 確認

3 完了

この内容でよろしければ、画面下のボタンを押してください。

<p>○御提案事項名(タイトル) (50字以内におまとめ下さい。)</p> <p>※必須</p>	<p>新規需要米(輸出用)の生産調整の取り組みの不具合</p>
<p>○御提案の具体的な内容と提案理由 (1000字以内、できるだけ具体的に御記入下さい。)</p> <p>※必須</p>	<p>日本産コメの輸出を推進する中で、毎回困った問題があります。</p> <p>日本国内のコメ需要が減り続ける中、減反(生産調整)が続けられています。本来は米を作るのに適した土地であり、またコメ耕作用の機械の償却を考えても、できるだけコメを広い面積で作ることが経営的にも理にかなっています。</p> <p>新規需要米(輸出用)の枠組みであれば生産調整として勘案される(減反カウントされる)ため、その枠組みで日本産コメの輸出の促進を図っているのですが、これは常識的な商取引と合わないところがあり、農家側のリスクが高い取り組みにならざるを得ません。</p> <p>例えば新規需要米(輸出用)の枠組みで輸出しようとする、5月から6月にかけて「取組計画書」「販売契約書」を市役所経由で地方農政事務所に提出する必要があります。</p> <p>秋に収穫する米ですから、5月から6月では価格も品質もわからないため、輸出先国のバイヤーにとっても契約しにくいところ。ここが一般的な商取引と合わないところ。ところが、それがないと新規需要米(輸出用)として認めてもらえません(減反カウントされない)。</p> <p>なんとか輸出先のバイヤーの理解を得て、「取組計画書」「販売契約書」を出した場合も問題が起きます。相手は海外ですから、契約不履行のリスクも大きいものです。海外なので解決のためのコストも高く、泣き寝入りせざるを得ないことも多いです。</p> <p>契約不履行になった場合でも、新規需要米(輸出用)の枠組みであるために、農家側は輸出用から用途を変えることができず、輸出先を新たに探す必要があります。日本産コメの輸出量・ルートはまだ少なく、すぐに次の海外の需要者を容易に見つけられるものでもありません。これを逆手に利用して足元を見てくる輸出の業者もあるようです。その結果、香港などでは200円/kgなどという激安の日本米が流通することが時々あります。制度上の問題から、日本の農家が損すること、香港人が安く日本米を食べる構図です。</p> <p>日本産コメの輸出を推進すればするほど、農家にこのようなリスクを背負わせてしまう結果になります。</p> <p>海外のコメ農家とグローバルな戦いを求められる中、日本の農家だけがこのようなリスクを負わざるを得ない状況です。</p> <p>新規需要米(輸出用)の制度の運用で、柔軟な対応ができないものかご検討ください。</p>
<p>○当該規制の根拠となっているもの (不明の場合は「不明」を選択して下さい。)</p> <p>※必須</p>	<p>法律や政令</p>
<p>○上記の具体的な根拠法令等 (おわかりであれば)</p>	<p>食糧法とそれに伴う規制</p>
<p>○提案者 (個人または会社・団体)</p> <p>※必須</p> <p>会社名・団体名を御記入下さい。 (個人の場合は「個人」と御記入下</p>	<p>会社・団体</p> <p>日本GAP協会 輸出部会</p>

さい。) ※必須	
<input type="radio"/> 会社名・団体名の公表の可否 (個人の場合は「個人(非公表)」を 選択して下さい。) ※必須	公表
<input type="radio"/> 提案者氏名(非公表) (会社・団体の場合は「担当者名」を 御記入下さい。) ※必須	武田泰明
<input type="radio"/> 電話番号(非公表) (できましたら御記入下さい。)	03-5215-1112
<input type="radio"/> 電子メールアドレス(非公表) ※必須	yasuaki.takeda@jgap.jp



[▲ このページの先頭へ](#)

内閣府 Cabinet Office, Government of Japan 〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1 電話番号 03-5253-2111(大代表)

Copyright©2010 Cabinet Office, Government Of Japan. All Rights Reserved.